

「幼児用椅子」著作権侵害等差止等請求事件：知財高裁平成26(ネ)10063・平成27年4月14日（2部）判決＜控訴棄却＞➡特許ニュース No. 13970

### 【キーワード】

椅子デザインの著作物性，表現物，個性の発揮，美術の著作物（著10条1項4号），純粹美術，美術工芸品（著2条2項），美的鑑賞，応用美術，意匠（意2条1項），著作物の類似性，商品等表示の形態（不競法2条1項1号・2号）

### 【事案の概要】

#### 1 はじめに（訴訟の概要）

(1) 本件は，原告らが，被告に対し，被告の製造・販売する被告製品の形態が「TRIPP TRAPP」（トリップ・トラップ）という製品名の原告らの製造等に係る椅子（別紙1「原告製品目録」記載のもの。以下「原告製品」という。）の形態に酷似しており，被告の行為が，原告製品のデザインに係る原告オプスヴィック社の著作権（複製権若しくは翻案権）及び原告ストッケ社の著作権の独占的利用権を侵害するとともに，原告らの周知又は著名な商品等表示と類似する商品等表示を使用した商品の販売等をする不正競争行為に当たり，そうでないとしても原告らの信用等を毀損する一般不法行為に当たると主張して，①著作権法112条，不正競争防止法（以下「不競法」という。）3条に基づく被告製品の製造・販売等の差止め及び破棄，②著作権法114条2項，3項，不競法4条，5条2項，3項1号，民法709条に基づく損害賠償及びこれに対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金（その起算日は不法行為日以降の日である平成25年6月20日）の支払，③不競法14条に基づく謝罪広告の掲載をそれぞれ求めた事案であった。これに対し，東京地裁（民46部）は平成26年4月17日に請求棄却の判決をした。➡（D-94）

その理由を裁判所は，まず原告の量産品で実用品のデザインについての著作権侵害の主張に対しては応用美術論で躲している。即ち，この応用美術の範囲に属するためには，「原告製品のデザインが思想又は感情を創作的に表現した著作物（著2条1項1号）に当たり，「実用的な機能を離れて見た場合に，それが美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性を備えていることを要すると解するのが相当である。」と説示したのである。

これに対し原告製品に係る椅子にあっては，幼児の成長に合わせて各部材G，F，A，Bの固定位置を調整するように設計されており，その形態を特徴づける部材A，Bの形状等の構成は，実用的な機能を離れて見て，美的鑑賞の対象となり得る美的創作性を備えているとは認め難いと裁判所は認定し，そのデザインは著作権法の保護する著作物には当たらないと判示したのである。

このように裁判所は，椅子のデザインについて，これを美術工芸品（著2条2項）という観点で考えることはせず，真向うから「著作物」といえるか否か

の観点から考えていることは妥当である。ただ、美的創作性を備えているか否かを判断基準とすることは問題ないとしても、それが美的鑑賞の対象となるか否かを判断基準としていることには、筆者は反対である。けだし、そもそも「美的創作性」の概念を、鑑賞性のレベルまで高めなければならない根拠は、著作権法にはないからである。

次に、裁判所は、原告の椅子デザインについて、その形態が長期間継続的かつ独占的に使用されたり、短期間に強力に宣伝広告された結果、出所識別機能を獲得して周知性のある商品等表示に当たるかどうかについて検討した結果、原告製品は第1の形態的特徴と第2の形態的特徴とを組み合わせたとともに、従来の椅子には見られない顕著な形態的特徴を有しているから、不競法2条1項1号に該当する周知性のある商品等表示として不正競争行為の成立を認める余地があると認定した。

しかしながら、問題は、被告製品の形態と原告製品の形態との類似性であるところ、これについて裁判所は、被告製品は、原告製品の第1の形態的特徴である「側板が左右一对の部材Aと部材Bによって略L字状に構成される」という特徴を具備していないから、第2の形態的特徴である幼児の成長に合わせて部材G（底面）と部材F（足置き台）の固定位置を調整することができるように左右一对の部材Aの内側に底面と平行な溝が多数形成され、この溝に沿って部材Gと部材Fをはめ込んで固定するという第2の形態的特徴を具備していることを考慮しても、取引の実情下では取引者、需要者は両者を全体的に類似のものとして受け取るおそれは認められないと認定し、両者の商品等表示が類似するとはいえないと判断したのである。

(2) これに対して本件控訴審では、控訴人らが、被控訴人に対し、被控訴人の製造、販売する被控訴人製品の形態は、控訴人らの製造等に係る別紙1「控訴人ら製品目録」記載の製品の形態的特徴に類似しており、被控訴人による被控訴人製品の製造等の行為は、①控訴人オプスヴィック社の有する控訴人製品の著作権及び同著作権について控訴人ストック社の有する独占的利用権を侵害するとともに、②控訴人らの周知又は著名な商品等表示に該当する控訴人製品の形態的特徴と類似する商品等表示を使用した被控訴人製品の譲渡等として、不正競争防止法2条1項1号又は2号の「不正競争」に該当する、仮に、上記侵害及び不正競争に該当すると認められない場合であっても、少なくとも③控訴人らの信用等を侵害するものとして民法709条の一般不法行為が成立する旨主張して、①控訴人らにおいては不競法3条1項及び2項に基づき、控訴人オプスヴィック社においては著作権法112条1項及び2項に基づき、被控訴人製品の製造、販売等の差止め及び破棄を求め、②控訴人オプスヴィック社においては著作権法114条3項、不競法4条、5条3項1号、民法709条に基づき、控訴人ストック社においては著作権法114条2項、不競法4条、5条2項、民法709条に基づき、それぞれの損害賠償金及びこれらに対する原審訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損

害金の支払を求め、③控訴人らにおいては不競法14条に基づき、謝罪広告の掲載を求めた事案である。

(3) 原審においては、①控訴人製品のデザインは、著作権法の保護を受ける著作物に当たらないと解されたことから、控訴人らの著作権又はその独占的利用権の侵害に基づく請求は、理由がない、②控訴人製品は、従来の子椅子には見られない顕著な形態的特徴を有しているから、控訴人製品の形態が需要者の間に広く認識されているものであれば、その形態は、不競法2条1項1号にいう周知性のある商品等表示に当たり、同号所定の不正競争行為の成立を認める余地があるものの、被控訴人製品の形態が控訴人製品の商品等表示と類似のものに当たるとすることはできず、よって控訴人らの不競法2条1項1号に基づく請求は理由がない、③本件の各関係証拠上、控訴人製品の形態が控訴人らの著名な商品等表示になっていたと認めることはできず、また上記のとおり、被控訴人製品の形態が控訴人製品の商品等表示と類似のものに当たるとはいえないことから、控訴人らの同項2号に基づく請求は理由がない、④被控訴人製品の形態が控訴人製品の形態に類似するとはいえず、また取引者又は需要者において、両製品の出所に混同を来していると認めるにも足りないから、被控訴人製品の製造・販売によって控訴人らの信用等が侵害されたとは認められず、したがって上記製造・販売が一般不法行為上違法であるということとはできない旨判示し、控訴人らの請求をいずれも棄却したのである。

**2 前提事実**（当事者間に争いのない事実及び証拠により容易に認定できる事実。弁論の全趣旨により認められる事実を含む。）

**(1) 当事者ら**

控訴人ら（ピーター・オプスヴィック・エイエス、ストックエ・エイエス）は、いずれもノルウェー法人である。

被控訴人（株式会社カトージ）は、日本法人であり、各種育児用品、家具の販売等を目的とする株式会社である。

(2) 控訴人製品は、乳児等も利用可能であるが主として、幼児を対象とした椅子（以下、単に「幼児用椅子」ということもある。）であり、その外観、構成部材並びに性状及び形状は、別紙1「控訴人ら製品目録」及び別紙3「控訴人製品及び被控訴人製品の概要」のIのとおりである。

控訴人オプスヴィック社代表者は、現在のノルウェーを代表する椅子のデザイナーとして著名であり、昭和47年頃、控訴人製品をデザインして控訴人ストックエ社から発表した。その後、控訴人ストックエ社が、控訴人製品を製造、販売、輸出している。

控訴人製品は、日本国内においては、昭和49年から、輸入、販売されるようになり、現在に至っている（甲2から甲10）。

(3) 被控訴人製品も、幼児用椅子であり、その外観、構成部材並びに性状及び形状は、別紙2「被控訴人製品目録」及び別紙3「控訴人製品及び被控訴人製品の概要」のIIのとおりである。

被控訴人は、遅くとも、平成23年1月以降被控訴人製品1を、平成24年5月以降被控訴人製品2を、平成18年2月以降被控訴人製品3を、平成22年8月以降被控訴人製品4を、それぞれ製造、販売しており、さらに、現在、被控訴人製品5及び6を製造、販売している。なお、被控訴人製品1については、平成25年2月に製造を終了した。

### 3 争点

#### (1) 著作権又はその独占的利用権の侵害の有無

ア 控訴人製品の著作物性の有無並びに著作権及び独占的利用権の存否  
イ 侵害の有無

#### (2) 不競法2条1項1号の不正競争行為該当性の有無

ア 控訴人製品に係る「商品等表示」に該当する形態  
イ 控訴人製品に係る「商品等表示」の周知性の有無  
ウ 控訴人製品に係る「商品等表示」の形態と被控訴人製品の形態との類似性の有無

エ 「混同を生じさせる行為」該当性の有無

#### (3) 不競法2条1項2号の不正競争行為該当性の有無

ア 控訴人製品に係る「商品等表示」の著名性の有無  
イ 前記(2)ア及びウと同一

#### (4) 一般不法行為の成否

#### (5) 各請求の当否

ア 差止請求の当否  
イ 損害賠償請求の当否  
ウ 謝罪広告掲載請求の当否

### 【判 断】

#### 1 争点(1) 著作権又はその独占的利用権の侵害の有無について

(1) 控訴人製品の著作物性の有無並びに著作権及び独占的利用権の存否について

##### ア 控訴人製品の著作物性の有無

(ア) a(a) 著作権法は、同法2条1項1号において、著作物の意義につき、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と規定しており、同法10条1項において、著作物を例示している。

控訴人製品は、幼児用椅子であることに鑑みると、その著作物性に関しては、上記例示されたもののうち、同項4号所定の「絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物」に該当するか否かが問題になるものと考えられる。

この点に関し、同法2条2項は、「美術の著作物」には「美術工芸品を含むものとする。」と規定しており、前述した同法10条1項4号の規定内容に鑑みると、「美術工芸品」は、同号の掲げる「絵画、版画、彫刻」と同様

に、主として鑑賞を目的とする工芸品を指すものと解される。

しかしながら、控訴人製品は、幼児用椅子であるから、第一義的には、実用に供されることを目的とするものであり、したがって、「美術工芸品」に該当しないことは、明らかといえる。

(b) そこで、実用品である控訴人製品が、「美術の著作物」として著作権法上保護され得るかが問題となる。

この点に関しては、いわゆる応用美術と呼ばれる、実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とする表現物（以下、この表現物を「応用美術」という。）が、「美術の著作物」に該当し得るかが問題となる。ところ、応用美術については、著作権法上、明文の規定が存在しない。

しかしながら、著作権法が、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的と」していること（同法1条）に鑑みると、表現物につき、実用に供されること又は産業上の利用を目的とすることをもって、直ちに著作物性を一律に否定することは、相当ではない。同法2条2項は、「美術の著作物」の例示規定にすぎず、例示に係る「美術工芸品」に該当しない応用美術であっても、同条1項1号所定の著作物性の要件を充たすものについては、「美術の著作物」として、同法上保護されるものと解すべきである。

したがって、控訴人製品は、上記著作物性の要件を充たせば、「美術の著作物」として同法上の保護を受けるものといえる。

b 著作物性の要件についてみると、ある表現物が「著作物」として著作権法上の保護を受けるためには、「思想又は感情を創作的に表現したものであることを要し（同法2条1項1号）、「創作的に表現したもの」といえるためには、当該表現が、厳密な意味で独創性を有することまでは要しないものの、作成者の何らかの個性が発揮されたものでなければならない。表現が平凡かつありふれたものである場合、当該表現は、作成者の個性が発揮されたものとはいえず、「創作的」な表現ということはいえない。

応用美術は、装身具等実用品自体であるもの、家具に施された彫刻等実用品と結合されたもの、染色図案等実用品の模様として利用されることを目的とするものなど様々であり（甲90、甲91、甲93、甲94）、表現態様も多様であるから、応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえず、個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである。

c そして、著作権侵害が認められるためには、応用美術のうち侵害として主張する部分が著作物性を備えていることを要するところ、控訴人らは、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴、すなわち、別紙3「控訴人製品及び被控訴人製品の概要」のI(2)（以下「控訴人製品の概要」という。）のとおり「左右一対の部材Aの内側に床面と平行な溝が複数形成され、その溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）をはめ込んで固定し、部

材Aは床面から斜めに立ち上がっている」という形態に係る著作権が侵害された旨主張するものと解される。

そこで、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴につき、著作物性の有無を検討する。

(イ) a オフィスチェア、ソファ、スツール等を別として、ダイニングチェア、リビングチェア、学習用の椅子など、一般的に家庭で用いられる1人掛けの椅子は、子供用のものも含め、4本脚のものが比較的多い(甲45, 甲84, 乙17の1から3, 乙21, 乙22等)。独立行政法人国民生活センターが実施した乳幼児用チェアの安全性のテストに係る報告書においても、4本脚の乳幼児用チェアが図示されている一方、2本脚のものは示されていないこと(乙29の1, 2)にも鑑みると、控訴人製品及び被控訴人製品が属する幼児用椅子の市場においても、4本脚の椅子が比較的多いものと推認できる。

以上によれば、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴は、「左右一対の部材A」の2本脚である点において、特徴的なものといえる。

b(a) この点に関し、平成18年1月発行の雑誌「Baby Life no. 1」(甲42)に掲載されている、当時日本国内で流通していた幼児用のハイチェアのうち、「ウィッパーズ スウィングチェアー」(以下「ウィッパーズ」という。), 「ゴイター キッドヒット」(以下「ゴイター」という。), 「スクスク すくすくチェアFX」(以下「スクスク」という。), 「シャート スターハイチェア」(以下「シャート」という。)及び「アプリカUN マミーズカドル」(以下「アプリカUN」という。), 平成5年11月発行の雑誌「狭さ克服センスアップ・レッスン 夢を育む子供部屋」(乙12)に掲載されている「ダックチェア」、株式会社匠工芸のホームページ(乙13)に掲載されている「パロットチェア」(同ホームページ開設日及び掲載日のいずれも、不明。), 平成14年11月発行の文献「近代椅子学事始」(乙14)に掲載されている「コイノドチェア」並びに平成2年10月発行の文献「家具デザインの潮流 チェアデザイン・ウォッチング 愛知県」(乙15)に掲載されている「T-5427」は、いずれも2本脚の椅子であり、「左右一対の部材A」が「床面から斜めに立ち上がっている」構成を有している。

(b) i 「シャート」, 「ダックチェア」, 「パロットチェア」, 「コイノドチェア」及び「T-5427」は、いずれも「部材Aの内側」に形成された「床面と平行な」「複数」の「溝に沿って部材G(座面)及び部材F(足置き台)」の両方を「はめ込んで固定し」たものでないことは、明らかといえる。

ii 他方、「ウィッパーズ」, 「ゴイター」, 「スクスク」及び「アプリカUN」は、「部材G(座面)」及び「部材F(足置き台)」については、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴と同様の特徴を備えてい

るとみられる（ただし、「ゴイター」の足置き台は、固定されている可能性がある。）。

しかしながら、控訴人製品は、「部材A」と「部材B」の成す角度が約66度であるところ（弁論の全趣旨）、「ウィップーズ」及び「ゴイター」のいずれも、「部材A」と「部材B」の成す角度は、より直角に近いことが看取できる。また、控訴人製品は、「部材A」が「部材B」前方の斜めに切断された端面でのみ結合され、直接床面に接しているところ、このような形態は、「ウィップーズ」、「ゴイター」、「スクスク」及び「アプリカUN」のいずれにおいても、見られない。すなわち、「ウィップーズ」は、「部材A」と「部材B」の各先端が黒色の留め具のようなもので結合されており、「ゴイター」及び「アプリカUN」は、「部材A」が「部材B」上面の中ほどから前方寄りの部分に結合されており、床面には接していない。「スクスク」は、「部材A」と「部材B」の結合部分が三角形状となっている。以上に鑑みると、「ウィップーズ」、「ゴイター」、「スクスク」及び「アプリカUN」は、「部材A」が「床面から斜めに立ち上がっている」客観的形態において、鋭角を形成している控訴人製品とは異なるものといえる（なお、「アプリカUN」の形態については、控訴人らが、アプリカ・チルドレンプロダクツ株式会社を被告として提起した別件の著作権侵害行為差止請求事件〔東京地方裁判所平成21年（ワ）第1193号〕につき、平成22年11月18日に言い渡された判決において、不競法2条1項1号の「商品等表示」として控訴人製品の形態と類似する旨判断されており、同判決は確定しているが〔甲50及び弁論の全趣旨〕、この点は、上記認定を左右するものではない。）。

iii 控訴人製品における「部材A」と「部材B」の成す角度は、前述した「シャート」、「ダックチェア」、「パロットチェア」、「コイノドチェア」及び「T-5427」に比しても、小さい。また、「部材A」と「部材B」の結合態様についても、控訴人製品と同様のものは、上記のうち「シャート」のみである。

控訴人製品は、上記の「部材A」と「部材B」の成す角度及び結合態様によって、他の2本脚の椅子に比して、鋭角的な鋭い印象を醸し出している。

c 幼児用椅子としての機能に着目してみると、財団法人製品安全協会作成に係る「乳幼児用ハイチェアの認定基準及び基準確認方法」（乙30）において、乳幼児用ハイチェアの安全性品質につき、「項目」、「認定基準」及び「基準確認方法」（以下「安全性品質基準」という。）が定められているところ、「外観、構造及び寸法」の項目の「認定基準」においては、「(1)各部の組付けが確実であること。」などの抽象的記載や、「床面から座前縁中央までの最高位の高さは450mm以上600mm以下であること。」など安全性の観点から許容される高さや各部材の寸法の範囲、強度などの記載がみ

られるにとどまり、具体的な形態を指定する記載はない。

また、幼児用椅子という用途に鑑みると、使用する幼児の身体の成長に合わせて座面及び足置き台の高さを調節する必要性は認められるが、同調節の方法としては、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴における方法、すなわち、「左右一对の部材Aの内側に床面と平行な溝」を「複数形成」し、「その溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）をはめ込み、適宜、「部材G（座面）及び部材F（足置き台）」をはめ込む溝を変えて高さを調節するという方法以外にも、ボルトやフック、ねじ等の留め具を用いるなど種々の方法が存在する（乙8の4、5など）。

以上に鑑みると、控訴人製品の概要のとおり、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴が、幼児用椅子としての機能に係る制約により、選択の余地なく必然的に導かれるものということは、できない。

d 以上によれば、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴は、①「左右一对の部材A」の2本脚であり、かつ、「部材Aの内側」に形成された「溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）」の両方を「はめ込んで固定し」ている点、②「部材A」が、「部材B」前方の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接している点及び両部材が約66度の鋭い角度を成している点において、作成者である控訴人オプスヴィック社代表者の個性が発揮されており、「創作的」な表現というべきである。

したがって、控訴人製品は、前記の点において著作物性が認められ、「美術の著作物」に該当する。

(ウ) a 被控訴人は、応用美術の著作物性が肯定されるためには、著作権法による保護と意匠法による保護との適切な調和を図る見地から、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性を備えていることを要する旨主張する。

(a) しかしながら、前述したとおり、応用美術には様々なものがあり、表現態様も多様であるから、明文の規定なく、応用美術に一律に適用すべきものとして、「美的」という観点からの高い創作性の判断基準を設定することは、相当とはいえない。

また、特に、実用品自体が応用美術である場合、当該表現物につき、実用的な機能に係る部分とそれ以外の部分とを分けることは、相当に困難を伴うことが多いものと解されるところ、上記两部分を区別できないものについては、常に著作物性を認めないと考えることは、実用品自体が応用美術であるものの大半について著作物性を否定することにつながる可能性があり、相当とはいえない。

加えて、「美的」という概念は、多分に主観的な評価に係るものであり、何をもって「美」ととらえるかについては個人差も大きく、客観的観察をしてもなお一定の共通した認識を形成することが困難な場合が多いから、判断基準になじみにくいものといえる。



(b) 被控訴人は、前記主張の根拠として、①著作権法及び意匠法の重複適用は相当ではないこと、②応用美術とされる商品に著作権法を適用することについては、それによって、当該商品の分野の生産的側面及び利用的側面において弊害を招く可能性を考慮して判断すべきであり、この点に鑑みると、純粋美術が、何らの制約を受けることなく美を表現するために制作されるのに対し、応用美術は、実用目的又は産業上の利用目的という制約の下で制作されることから、著作権法上保護されることによって当該応用美術の利用、流通に係る支障が生じることを甘受してもなお、著作権法を適用する必要性が高いものに限り、著作物性を認めるべきである旨を述べる。

i 確かに、応用美術に関しては、現行著作権法の制定過程においても、意匠法との関係が重要な論点になり、両法の重複適用による弊害のおそれが指摘されるなどし、特に、美術工芸品以外の応用美術を著作権法により保護することについては反対意見もあり、著作権法と意匠法との調整、すみ分けの必要性を前提とした議論が進められていたものと推認できる（甲90、甲91、甲93、甲94）。

しかしながら、現行著作権法の成立に際し、衆議院及び参議院の各文教委員会附帯決議において、それぞれ「三 今後の新しい課題の検討にあたっては、時代の進展に伴う変化に即応して、（中略）応用美術の保護等についても積極的に検討を加えるべきである。」、「三（中略）応用美術の保護問題、（中略）について、早急に検討を加え速やかに制度の改善を図ること。」と記載され（甲92）、応用美術の保護の問題は、今後検討すべき課題の1つに掲げられていたことに鑑みると、上記成立当時、応用美術に関する著作権法及び意匠法の適用に関する問題も、以後の検討にゆだねられたものと推認できる。

そして、著作権法と意匠法とは、趣旨、目的を異にするものであり（著作権法1条、意匠法1条）、いずれか一方のみが排他的又は優先的に適用され、他方の適用を不可能又は劣後とするという関係は、明文上認められず、そのように解し得る合理的根拠も見出し難い。

加えて、著作権が、その創作時に発生して、何らの手続等を要しないのに対し（著作権法51条1項）、意匠権は、設定の登録により発生し（意匠法20条1項）、権利の取得にはより困難を伴うものではあるが、反面、意匠権は、他人が当該意匠に依拠することなく独自に同一又は類似の意匠を実施した場合であっても、その権利侵害を追及し得るという点において、著作権よりも強い保護を与えられているとみることができる。これらの点に鑑みると、一定範囲の物品に限定して両法の重複適用を認めることによって、意匠法の存在意義や意匠登録のインセンティブが一律に失われるといった弊害が生じることも、考え難い。

以上によれば、応用美術につき、意匠法によって保護され得ることを根拠として、著作物としての認定を格別厳格にすべき合理的理由は、見出し

難いというべきである。

かえって、応用美術につき、著作物としての認定を格別厳格にすれば、他の表現物であれば個性の発揮という観点から著作物性を肯定し得るものにつき、著作権法によって保護されないという事態を招くおそれもあり得るものと考えられる。

ii また、応用美術は、実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とするものであるから、当該実用目的又は産業上の利用目的にかなう一定の機能を実現する必要があるので、その表現については、同機能を発揮し得る範囲内のものでなければならない。 応用美術の表現については、このような制約が課されることから、作成者の個性が発揮される選択の幅が限定され、したがって、応用美術は、通常、創作性を備えているものとして著作物性を認められる余地が、上記制約を課されない他の表現物に比して狭く、また、著作物性を認められても、その著作権保護の範囲は、比較的狭いものにとどまることが想定される。

以上に鑑みると、応用美術につき、他の表現物と同様に、表現に作成者の何らかの個性が発揮されていれば、創作性があるものとして著作物性を認めても、一般社会における利用、流通に関し、実用目的又は産業上の利用目的の実現を妨げるほどの制約が生じる事態を招くことまでは、考え難い。

(c) 以上によれば、被控訴人の前記主張は、採用できない。

b 被控訴人は、美的創作性に重点が置かれていない工業製品一般に広く著作権を認めることになれば、著作権の氾濫という事態を招来する、特に、控訴人製品は、椅子という実用品であり、しかも、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴は、椅子に必須の基本的構成である脚部の形状に関するものであるから、このように創作の幅が制限されたものを一般的に著作物として保護すれば、同一又はわずかに異なる多くの椅子について著作権が乱立するなどの弊害が生じる旨主張する。

しかしながら、著作物性が認められる応用美術は、まず「美術の著作物」であることが前提である上、前記 a (b) ii のとおり、その実用目的又は産業上の利用目的にかなう一定の機能が発揮し得る表現でなければならないという制約が課されることから、著作物性が認められる余地が、応用美術以外の表現物に比して狭く、また、著作物性が認められても、その著作権保護の範囲は、比較的狭いものにとどまるのが通常であって、被控訴人主張に係る乱立などの弊害が生じる現実的なおそれは、認め難いというべきである。

以上によれば、被控訴人の前記主張は、採用できない。

## イ 著作権及び独占的利用権の存否

証拠（甲 1 4）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人オプスヴィック社は、昭和 4 7 年頃、控訴人オプスヴィック社代表者から、控訴人製品の著作権を譲り受け、控訴人ストック社に対し、同著作権の独占的利用を許諾したこと

が認められる。

したがって、控訴人オプスヴィック社は、控訴人製品の著作権を有し、控訴人ストック社は、同著作権の独占的利用権を有する。

## (2) 侵害の有無

ア 前述したとおり、控訴人製品は、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴につき、①「左右一对の部材A」の2本脚であり、かつ、「部材Aの内側」に形成された「溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）」の両方を「はめ込んで固定し」ている点並びに②「部材A」が、「部材B」前方の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接している点及び両部材が約66度の鋭い角度を成している点において著作物性が認められる。

このことから、控訴人オプスヴィック社の著作権及び控訴人ストック社の独占的利用権の侵害の有無を判断するに当たっては、控訴人製品において著作物性が認められる前記の点につき、控訴人製品と被控訴人製品との類否を検討すべきである。

イ(ア) 前記のとおり、控訴人製品は、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴につき、①「左右一对の部材A」の2本脚であり、かつ、②「部材Aの内側」に形成された「溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）」の両方を「はめ込んで固定し」ている点に著作物性が認められるところ、被控訴人製品は、いずれも4本脚であるから、上記①の点に関して、控訴人製品と相違することは明らかといえる。

他方、被控訴人製品は、4本ある脚部のうち前方の2本、すなわち、控訴人製品における「左右一对の部材A」に相当する部材の「内側に床面と平行な溝が複数形成され、その溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）をはめ込んで固定」しており、上記②の点に関しては、控訴人製品と共通している。また、被控訴人製品3、4及び6は、「部材A」と「部材B」との結合態様において、控訴人製品との類似性が認められる。

しかしながら、脚部の本数に係る前記相違は、椅子の基本的構造に関わる大きな相違といえ、その余の点に係る共通点を凌駕するものというべきである。

以上によれば、被控訴人製品は、控訴人製品の著作物性が認められる部分と類似しているとはいえない。

(イ) 証拠（甲71から甲78）によれば、相当数の需要者が、「TRIPP TRAPPと、カトージは形がほとんど一緒で」（甲73）など、控訴人製品と被控訴人製品とが類似しているという趣旨に理解し得る意見や感想を述べているが、これらは、いずれも控訴人製品において著作物性が認められる点に着目したものであるか否かは不明であり、前記結論を左右するものとはいえない。

ウ したがって、被控訴人による被控訴人製品の製造、販売は、控訴人オプスヴィック社の著作権及び控訴人ストック社の独占的利用権のいずれも、侵害

するものとはいえない。

## 2 争点(2) 不競法2条1項1号の不正競争行為該当性の有無について

### (1) 控訴人製品に係る「商品等表示」に該当する形態

ア 不競法2条1項1号の趣旨は、事業者間の公正な競争を確保するために（同法1条）、他人の周知の商品等表示と同一又は類似の商品等表示の使用等により当該他人の営業上の信用を自身のもものと混同、誤認させる行為を禁止し、周知性ある商品等表示の有する出所表示機能を保護するものである。

商品の形態は、不競法2条1項1号が商品等表示として例示する商号、商標などとは異なり、一次的には、当該商品自体の機能の発揮、美観の向上などの見地から選択されるものであり、出所識別を本来の目的とするものではない。

もっとも、商品の形態が、客観的にみて明らかに他の同種商品と識別し得る特徴的なものであれば、取引の過程において、特定の出所を示すものとして需要者に認識され、二次的に、出所表示機能を備えるに至ることもあるものといえる。

以上に鑑みると、商品の形態が、①客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有しており（特別顕著性）、②特定の事業者による長期間に及ぶ継続的かつ独占的な使用、強力な宣伝広告等により、需要者において、当該特定の事業者の出所を表示するものとして周知されるに至れば（周知性）、不競法2条1項1号の「商品等の表示」に該当するものといえる。

イ そして、前記1(1)アによれば、控訴人製品は、作成者である控訴人オプスヴィック社代表者の個性が発揮されている点、すなわち、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴のうち、①「左右一对の部材A」の2本脚であり、かつ、「部材Aの内側」に形成された「溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）」の両方を「はめ込んで固定し」ている点並びに②「部材A」が、「部材B」前方の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接している点及び両部材が約66度の鋭い角度を成している点において、特別顕著性が認められる。

さらに、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、控訴人製品は、日本国内において、①昭和49年の販売開始当初の頃から、その形状を撮影した写真等と共に、全国的に宣伝、広告されていたこと（甲1、甲4、甲5、甲7、甲9、甲15から甲23など）が認められ、②また、需要者である幼児用椅子の購入者間における人気も高く、これまでに幅広い販路において相当多数が販売されてきたこと（甲79から甲83）が推認できる。

以上によれば、控訴人製品は、被控訴人が被控訴人製品3の製造、販売を始めた平成18年2月頃までには、控訴人らの出所を表示するものとして周知されるに至ったものと認められる。

したがって、控訴人製品は、平成18年2月頃までには、控訴人らの「商品等表示」に該当するに至ったものといえることができる。

ウ(ア) 被控訴人は、相応の高さを有する乳児用ハイチェアにおいて、安定性を確保する上では、脚部を構成する「部材A」及び「部材C」が床面から斜めに立ち上がっている形態にならざるを得ない旨主張する。

しかしながら、前記1(1)ア(イ)cのとおり、安全性品質基準には、具体的な形態を指定する記載はなく、同基準から、上記形態が直ちに導かれるものでないことは明らかである。そして、他に、安全性確保の観点から、必然的に上記形態が導かれると認めるに足りる証拠はない。

したがって、被控訴人の前記主張は、採用できない。

(イ)a 被控訴人は、①乙10号証及び乙11号証のパイプ椅子、「ダックチェア」(乙12)、「パロットチェア」(乙13)、「コイノドチェア」(乙14)、「T-5427」(乙15)及び乙16号証の椅子は、いずれも控訴人製品と共通する形態を含むものである、②脚部(「部材A」)に複数の溝があり、そこに板(「部材F」及び「部材G」)を差し込むことによって高さ等の調整が可能となる形態については、同様の形態を備えた椅子は多数存在し、ありふれたものといえるとして、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態は、他の同種製品と識別するものということとはできない旨主張する。

b(a) 乙10号証及び乙11号証のパイプ椅子並びに乙16号証の椅子は、いずれも4本脚である点において、前述した控訴人製品に係る特別顕著性が認められる点と、相違する。

「ダックチェア」、「パロットチェア」、「コイノドチェア」及び「T-5427」については、前記1(1)ア(イ)のとおり、いずれも「部材Aの内側」に形成された「床面と平行な」「複数」の「溝に沿って部材G(座面)及び部材F(足置き台)」の両方を「はめ込んで固定し」たものではない点において、前述した控訴人製品に係る特別顕著性が認められる点と、相違する。

これらの相違は、いずれも前述した控訴人製品に係る特別顕著性が認められる点の中でも、製品全体の形態に関わる特に大きな点に係る相違といえるから、他の点において共通性が存在するとしても、これを凌駕して、控訴人製品との類似性を否定するものというべきである。

(b) 仮に、脚部(「部材A」)に複数の溝があり、そこに板(「部材F」及び「部材G」)を差し込むことによって高さ等の調整が可能となる形態を採用した椅子が相当数あったとしても、本件証拠上、控訴人製品と同様に、2本脚で上記形態を備えているとみられるものは、「ウィッパーズ」、「ゴイター」、「スクスク」及び「アプリカUN」のみであり、更に加えて、控訴人製品と同様に、「部材A」が、「部材B」前方の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接している構成、両部材が約66度の鋭い角度を成している構成を採用している椅子は、見当たらない。

c 以上によれば、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴のうち特別

顕著性が認められる点は、ありふれたものとはいえ、被控訴人の前記主張は、採用できない。

(ウ) a 被控訴人は、①控訴人製品の宣伝、広告等は、その側面形状が際立つ態様でされていることが多く、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴を構成する、「左右一対の部材Aの内側に床面と平行な溝が複数形成され」ている点は、ほとんど看取できず、「部材G（座面）」及び「部材F（足置き台）」についても、注意を惹きにくい、②控訴人製品の主な需要者である幼児の親は、商品の選択に当たり、椅子の構造上の安全性に着目するところ、その際に重要なポイントとなるのは、脚部の一部にすぎない「部材A」という構造ではなく、また、同部材に配された溝並びに「座面（部材G）」及び「足置き台（部材F）」も、需要者の注意を惹く部分ではないことなどから、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴は、出所表示機能を果たし得ない旨主張する。

b(a) この点に関し、控訴人製品の宣伝、広告等に当たり、常に側面形状のみが強調されているとはいえ、正面から見た形態を紹介するもの（甲71、甲72、甲89、乙6、乙7、乙24の2等）も、少なからず存在する。

したがって、控訴人製品の宣伝、広告等が、「左右一対の部材Aの内側に床面と平行な溝が複数形成され」ている構成並びに「部材G（座面）」及び「部材F（足置き台）」の存在が、需要者に看取されない、又は、需要者の注意を惹きにくい態様によって実施されているとは、必ずしもいうことができない。

(b) i 控訴人製品の主な需要者である幼児の親にとって、幼児用椅子の安全性は、通常、購入時に最も重視する要素であるところ、控訴人製品の座面を支える脚部である「部材A」の構造は、安全性確保のために重要な意義を有するものといえるから、需要者は、控訴人製品の選択に際し、「部材A」の構造に強い関心を持つものと考えられる。

ii 座面（「部材G」）は、椅子に必須の構成であり、幼児が直接腰を掛ける部位、すなわち、幼児の身体が触れる部位であるから、安全性、安定性の観点から重視されることは、明らかといえる。

足置き台（「部材F」）は、椅子一般に必須のものとはいえないが、着席時に足先が床まで届かない幼児にとっては、安定感を得るために必要なものである。

また、座面の高さ及び奥行き調節は、正しい姿勢の保持に、足置き台の高さ及び奥行き調節は、安定感の保持に、それぞれ有用なものといわれており（甲1、甲5等）、特に幼児用椅子においては、幼児の身体的成長に合わせて座面及び足置き台の高さを変えていくことが、求められる。

以上に鑑みると、需要者は、控訴人製品の選択に際し、座面（「部材G」）及び足置き台（「部材F」）にも着目し、また、その高さの調節方

法に関わる「左右一対の部材Aの内側」に「複数形成された」「床面と平行な溝」に「沿って部材G（座面）及び部材F（足置き場）」が「はめ込」まれている状況にも、強い関心を寄せるものと推認できる。

c 以上によれば、被控訴人の前記主張は、採用できない。

## (2) 控訴人製品に係る「商品等表示」の周知性の有無

前記(1)イによれば、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴に係る特別顕著性が認められる点は、控訴人らを表示するものとして周知されていることが認められる。

## (3) 控訴人製品に係る「商品等表示」の形態と被控訴人製品の形態との類似性の有無

ア 前記1(2)によれば、控訴人製品に係る「商品等表示」の形態、すなわち、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴のうち特別顕著性が認められる点と、被控訴人製品の形態との間に、類似性を認めることはできない。

イ(ア) 控訴人らは、①被控訴人製品は、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴と同様の形態的特徴を備え、脚立を連想させるというイメージを構成する主要な特徴部分において、控訴人製品と共通し、また、木製である点並びに「部材A」の下部及び中央部に金属製部材が存在する点においても、控訴人製品と共通している、②多くの需要者も、控訴人製品と被控訴人製品との類似性を指摘している、③被控訴人製品の構成には、控訴人製品において対応する部材がない「部材C」が含まれるという相違点が存在するものの、これは、全体的な印象の類似性に影響を及ぼさない程度の些細な差異にすぎない、④被控訴人製品の形態の採用には、フリーライドの意図が認められ、この点は、類似性を肯定する事情として考慮されるべきである旨主張する。

(イ) a (a) 前記1(2)のとおり、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴のうち、①「左右一対の部材A」の2本脚であり、かつ、②「部材Aの内側」に形成された「溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）」の両方を「はめ込んで固定し」ている点に特別顕著性が認められるところ、被控訴人製品は、いずれも4本脚であるから、上記①の点に関して、控訴人製品と相違することは明らかといえる。そして、脚部の本数に係る前記相違は、椅子の基本的構造に関わる大きな相違といえ、その余の点に係る共通点を凌駕するものというべきである。

(b) 脚部の数の相違は、実質において、「部材C」の有無の問題と同視し得るところ、控訴人らは、同有無につき、全体的な印象の類似性に影響を及ぼさない程度の些細な差異にすぎない旨主張する。

しかしながら、前記1(2)のとおり、脚部の数の相違は、椅子の基本的構造に関わる大きなものであり、外観上にも顕著な差異をもたらすものといえるから、控訴人らの上記主張は、失当といわざるを得ない。

b 控訴人らは、多くの需要者も、控訴人製品と被控訴人製品との類似性を

指摘する旨主張し、前記 1 (2) のとおり、確かに、本件証拠上、相当数の需要者が、上記類似性を指摘する趣旨と理解し得る意見や感想を述べていることが認められる。

しかしながら、不競法 2 条 1 項 1 号の不正競争に該当するためには、他人の商品等表示、すなわち、本件においては、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴のうち特別顕著性が認められる点について、控訴人製品と被控訴人製品とが類似していることを要するところ、上記意見又は感想が、上記特別顕著性が認められる点に着目したものか否かは、証拠上不明である。

c なお、控訴人らは、被控訴人製品の形態の採用には、フリーライドの意図が認められる旨主張するが、そのような意図の存在を認めるに足りる証拠はない。

(ウ) 以上によれば、控訴人らの前記主張は、採用できない。

#### (4) 「混同を生じさせる行為」該当性の有無

前記(3)のとおり、控訴人製品の商品等表示に当たる、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴のうち特別顕著性が認められる点と、被控訴人製品の形態との間に類似性を認めることはできないから、被控訴人による被控訴人製品の製造、販売等の行為が、「混同を生じさせる行為」に該当する余地はない。

#### 3 争点(3) 不競法 2 条 1 項 2 号の不正競争行為該当性の有無について

前記 2 (3) のとおり、控訴人製品の商品等表示に当たる、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴のうち特別顕著性が認められる点と、被控訴人製品の形態との間に類似性を認めることはできないから、被控訴人による被控訴人製品の製造、販売等の行為は、不競法 2 条 1 項 2 号の不正競争行為に該当しないことは、明らかである。

#### 4 争点(4) 一般不法行為の成否について

前記 2 及び 3 によれば、被控訴人製品は、控訴人製品を模倣したものとは認められず、被控訴人製品の販売等の行為が、控訴人製品と混同を生じさせる行為ということもできないから、一般不法行為が成立しないのは、明らかである。

### 結 論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原判決は、結論においては相当であり、本件控訴はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

### 【論 説】

#### 第 1 著作権・独占的利用権の侵害について

1. 北欧に限らず、西欧においては、工業意匠（インダストリアルデザイン）の創作品の保護をコピーライト・アプローチで考察する法思想が浸透しているから、そのデザインについて意匠法による設定登録を、原告住所地のノルウェ



一國特許庁においてしていなくても、その椅子デザインを創作した者は原告会社の代表者Aであることを理由に、デザイン作品（著作物）についての著作権を主張したものといえる<sup>1)</sup>。著作権の存在は、著作権者が主張しなければ客観的には不明であるから、主張することが権利行使となる。そして、著作権の存在を認めるか否かは裁判所であるから、本件にあつては、被告は日本法人であることで東京地裁に提訴したのである。

しかしながら、原告らはわが国代理人らの助言によって、①原告オプスヴィック社の著作権（複製権・翻案権）と原告ストック社の著作権の独占的利用権に対する侵害行為のみならず、②原告らの周知又は著名な商品等表示（商品形態）と類似するものを使用した商品の販売等する不正競争行為に対する差止めと損害賠償請求と、③不競法14条に基づく謝罪広告の掲載を、それぞれ求めたものと思われる。

2. さて、知財高裁は、まず「幼児用椅子」という物品のデザインに係る創作の著作物性について、画期的な見解を示している。

それは、現行著作権法では規定も定義もない「応用美術」について言及している点である。

即ち、著作権法2条1項1号は、「著作物」を定義して、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と規定し、法10条1項では著作物を例示し、同項4号には「絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物」を規定し、法2条2項には「美術の著作物」には「美術工芸品を含むものとする。」と規定する。これについて裁判所は、ここに「美術工芸品」とは、前記絵画、版画、彫刻と同様に、主として鑑賞を目的とする工芸品を指すものと解されると説示する。しかし、本件製品（作品というべきであろう。）は、幼児用椅子であるから、第一義的には実用に供されることを目的とするから、「美術工芸品」に該当しないことは明らかである、と裁判所は説示する。

今までの判決ならばここで終わっているし、本件の原審判決もそうであるところ、本件判決ではさらに、実用品である本件製品が「美術の著作物」として著作権法上保護され得るかが問題となる、と一歩踏み込んだのである。そして、ここでいわゆる「応用美術」の用語が登場したのである。判決はこれについて、「実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とする表現物が、美術の著作物に該当し得るかが問題となる」と問題提起をしている。これは正に、筆者が以前から指摘している問題であるところ、インダストリアルデザインの本質に迫る裁判所からの問題提起である。

3. そこで、裁判所は、意匠法の保護対象となる実用品の幼児用椅子が、美術の著作物として著作権法の保護対象となるかについて、これを「応用美術」と呼び、実用に供されたり、産業上の利用を目的とする表現物でも美術の著作物として著作権法によって保護されるか否かを考えているのである。この考え方は、換言

すれば、意匠法が保護対象とする工業意匠（物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの。意匠法2条1項）を、美術の著作物は含んでいると解することができる、と言っているようなものである。

即ち、同判決は、著作権法1条の目的規定の趣旨は、「表現物」が実用に供されること又は産業上の利用を目的とすることをもって著作物性を一律に否定すべきではなく、同法2条2項は美術の著作物の例示規定なのだから、「美術工芸品」に該当しない応用美術であっても、2条1項1号所定の著作物性の要件を充たすものであれば、「美術の著作物」として保護され得るものと解すべきである、と判示したのである。

その結果、控訴人製品の形態的特徴は、①②の点において、製作者である控訴人会社の代表者の個性が発揮された「創作的」な表現であると認定されたので、控訴人製品には著作物性が認められ、「美術の著作物」に該当すると認定されたのである。

4. 被控訴人は、応用美術の著作物性を肯定するためには、意匠法との適切な調和を図る見地から、実用的機能を離れて見て、美的鑑賞の対象となり得る美的創作性を具備することを要すると主張したのに対し、裁判所は、応用美術には様々なものがあり、表現態様も多様であり、明文規定はないのだから、一律に適用すべきものとして「美的」という観点からの高い創作性の判断基準を設定することは相当とはいえない、と説示したのである。

5. また、裁判所は、実用品自体が応用美術である場合、当該表現物について、実用的機能の部分とそれ以外の部分とを分けることは、相当に困難を伴うことが多いから、両部分を区別できないものについては、常に著作物性を認めないと考えることは、実用品自体が応用美術であるものの大半については著作物性を否定することにつながる可能性があるから相当とはいえない、と説示したのである。したがって、裁判所としてのこの説示は画期的といえるのである。

6. ところで、裁判所は、控訴人側が提出した甲号証の現行著作権法制定時における衆議院と参議院の各文教委員会附帯決議を引用しているが、この附帯決議（1966年3月）から今日、すでに50年が経とうとしているから、国会においてはこの課題を解決するために、早急な法改正審議が必要である。<sup>2)</sup>

7. 裁判所は、応用美術の問題について、意匠法によって保護され得ることを根拠に、著作物としての認定を格別に厳格にすべき合理的理由は見出し難いとまで言い切っていることは、極めて重要であり、注目すべき判示である。

このように判示する背景事案として、裁判所が「博多人形事件」<sup>3)</sup>を念頭に置いていたのであれば、理解することができる。

しかし、裁判所の立場としては、従来の裁判例の考え方を超える見解を出しているのだから、意匠と美術の著作物との隔壁の存在は認めても、その根底にある共通の存在を本質的に解明した説示が欲しいと筆者は思うのであり、その解明は決して困難ではないのである。

8. 最後に裁判所は、結論として、著作物性が認められる応用美術にあつては、①美術の著作物であることが前提であること、②実用目的又は産業上の利用目的にかなう一定機能を発揮する表現であること、という2つの制約が与えられていると述べた後、①著作物性が認められる余地は応用美術以外の表現物に比して狭いこと、②著作物性が認められても、その著作権保護の範囲は比較的狭いものにとどまるのが通常であるから、被控訴人の主張は採用できないと認定したのである。

その結果、控訴人（原告）オプスヴィック社は控訴人製品の著作権者であり、控訴人（原告）ストック社はその独占的利用権者であるという法的立場は確認されたのである。

9. ところが、次の侵害の有無の争点にあつては、控訴人の主張は採用されなかった。

控訴人製品の形態的特徴を見ると、「「左右一对の部材A」の2本脚であるのに対し、被控訴人製品はいずれも4本脚であるから、相違することは明らかであり、脚部の本数の相違は、椅子の基本的構造に関わる大きな相違であるから、その余の点に係る共通点を凌駕するものであると認定した。その結果、裁判所は、被控訴人製品は、控訴人製品の著作物性が認められる部分と類似しているとはいえない、と判断したのである。

しかし、ここで判決は、「意匠の類似」の意味で「著作物の類似」という用語を使用しているが、「類似」の範囲を美術の著作物の同一性と同義と解しているのであれば、誤りである。けだし、著作物には類似という概念は存在しないから、類似の著作物に著作権の効力が及ぶという解釈はできないし、著作権侵害とはならないのである。したがって、裁判所は、被控訴人による製品の製造、販売は、控訴人の著作権や独占的利用権のいずれをも侵害することにはならない、と判示したのである。<sup>4)</sup>

10. 「幼児用椅子」についての著作権侵害の有無を考える本事件の論評の最後において、わが国著作権法には規定のない「応用美術」とは何であるかについて、若干述べておく。

この用語ないし概念を英語で何と書くのかを調べると、“applied arts”と即答する人が多い。しかし、これは日本語の直訳でしかないから、これではその意味内容は全くわからない。“artistic work applied to an article”と答えるならば、意味内容がわかるだろう。

ベルヌ条約（1971）の2条1項及び7条4項には「～ works of applied art」と記載されているところ、これを黒川徳太郎氏は「応用美術」と翻訳されている。<sup>5)</sup>

しかしながら、同条約には「応用美術品」についての定義規定はなく、「応用美術」の用語が「意匠 (industrial designs and models)」と並記されており、その保護法や存続期間については各国内法に委ねられている。

したがって、ベルヌ条約上は、意匠と応用美術品とは実質的な差異のないものと考えられているところ、英国のRegistered Designs Act, 1949の1条3項には次のように規定されており、この規定はCDPA1988によっても変更されていない。

(In this Act ‘design’ means features of shape, configuration, pattern or ornament applied to an article by any industrial process, being features which in the finished article appeal to and are judged by the eye.)

ここで、注目しなければならないことは、「デザイン」とは、工業的方法によって物品に利用 (apply) されるものであることである。ここに工業的方法とは、機械その他の技術によって物品が大量に製作されることをいう。

**第2** 不競法2条1項1号(争点2)と同法2条1項2号(争点3)の各不正競争行為の該当性の有無及び一般不法行為(争点4)の成否について、裁判所はいずれも理由がないから原判決は結論において相当であるとして棄却したが、いずれについても妥当な判断であるといえる。

### 第3 付言

原告は、本件控訴人と同一人であるところ、別事件で被告アップリカ・チルドレンズプロダクツ(株)を相手の東京地裁平成21(ワ)1193号事件の著作権侵害行為差止等請求事件においては、椅子のデザインに著作権の成立は否認されたが、不競法2条1項1号が適用され、原告勝訴の判決を得ているのである(平成22年11月18日民47部判決)。(➡D-70参照)

最後に、Herman Cohen Jehoram 教授の言葉を紹介しておこう。

「工業所有権の専門家は、工業デザインは応用美術であり、著作権保護の主題であることを単純に認めなければならない。また、著作権の専門家は、工業デザインの保護はまず産業上の問題であることを理解しなければならない。……工業所有権の専門家と著作権の専門家は、彼らの各自のワインに水をちよっぴり加えなければ、問題の統一的解決はできないであろう。<sup>6)</sup>」

### 第4 結論〔以下、2015年7月1日号によって追加〕

1. 長年、意匠法と著作権法との関係を研究して来た者にとっては、本件判決はやや異常であり、意匠法無用論に通ずる判決であるといわざるを得ない。知財高

裁は、著作物に属する応用美術の概念について正確に定義して理解した上で、本件「幼児用椅子」に係る意匠について考えているとは全く思われぬ。けだし、この椅子は、正に「工業上利用することができる物品」であり、その椅子の形態に係る創作をしたという著作権者がわが国で著作権を取得していると主張したのである。

2. 著作権審議会が文部大臣に提出した昭和41年の答申の第1案と第2案のうち、第1案が採用されなかったのは、当時、英国著作権法（1956年）の第10条2項の規定が、著作物として発生してもその後、工業上に利用されかつ販売等され、かつその物品が登録意匠法に基づく登録がなされていない場合は、著作権侵害とはならないという規定に倣うことを提言していたからである。（牛木「意匠法の研究・初版」193頁。発明協会 1974年参照。その後、同規定は改正されている。）そして、同法のこの規定は、いわゆる「商品化権」問題として発展しているのである。

3. 筆者としては、本件判決は、意匠法の存在意義を否定しようとする意図が意識的に作用しているから、著作権法との関係が十分に論議されていない理由をもって一方的に著作権法による保護を認めようとしている本件判決には反対せざるを得ないのであり、それが結論である。

## 注

- 1) 「意匠の国際登録に関するハーグ協定1925年」は最初、無審査主義国によって発足したことを想起されたい。応用美術問題を論じた拙著としては、例えば、「インダストリアルデザインは著作権法によって保護されるか」パテント 1992年8月号、「デザイン保護の三つのアプローチ」パテント 1996年10月号、「テキスタイル デザインの法的保護—応用美術の保護に言及して」パテント 1997年3月号、「応用美術の保護とヨーロッパ共同市場（訳）」パテント 1971年5月号、「工業意匠は著作物か」（発明 1974年9月号）などがある。英国の意匠法の歴史については、例えばRussell-Clarke: Copyright in Industrial Designs, Sweet & Maxwell 参照。
- 2) この問題は、現行著作権法の改正審議時に、著作権制度審議会が昭和41年4月20日に文部大臣に提出した答申の第1案と第2案とはまた異なる第3案的(?)な考え方になるであろう。（牛木理一「意匠法の研究 四訂版」364頁 発明協会 1994）
- 3) 無体裁集5巻1号18頁。牛木前掲「研究」366頁。牛木「判例研究・博多人形事件」著作権研究第6号 有斐閣 1973。なお、「応用美術の法的保護」については牛木前掲「研究」357頁以下に詳しく、具体的事例を多数紹介して

いる。

- 4) 「意匠の類似」の意義については、牛木前掲「研究」122頁以下に詳しい。
- 5) 「WIPOベルヌ条約（パリアクト1971）逐条解説・日本語版」黒川徳太郎．著作権資料協会 1979
- 6) Herman Cohen Jehoram : “Protection of Industrial Designs Between Copyright and Design Laws : A Comparative Study” COPYRIGHT November 1983. 同訳文につき、牛木「著作権法と意匠法による意匠の保護の比較研究」AIPPI月報29巻2号7頁 1984

[牛木 理一]

別紙1

控 訴 人 ら 製 品 目 録

製品名：「TRIPP TRAPP」

カラー：ヨーロッパオーク，アメリカンウォールナット，ウォールナット ブラウン，ナチュラル，ホワイト，ホワイトウォッシュ，チェリー，ブラック，レッド，グリーン，パープル，ダークブルー，ペールピンク

形 態：下記の写真のとおり。



別紙2

被 控 訴 人 製 品 目 録

1 被控訴人製品1

製品名：

スタイリッシュハイチェアNewYorkBaby

形態：下記の写真のとおり。



2 被控訴人製品2

製品名：

エースチェア

形態：下記の写真のとおり





3 被控訴人製品 3

製品名：

スーパーベビーチェア 1 又は 2 (1 と 2 の違いは、付属品のクッションの有無による。)

形態：下記の写真のとおり。



4 被控訴人製品 4

製品名：

プレミアムベビーチェア

形態：下記の写真のとおり。



5 被控訴人製品 5

製品名：

トライアングルチェア

形態：下記の写真のとおり。



6 被控訴人製品 6

製品名：

プレミアムベビーチェア 2

形態：下記の写真のとおり。



別紙3

控訴人製品及び被控訴人製品の概要

I 控訴人製品

(1) 写真

【右前方】



【側面】



【左前方】

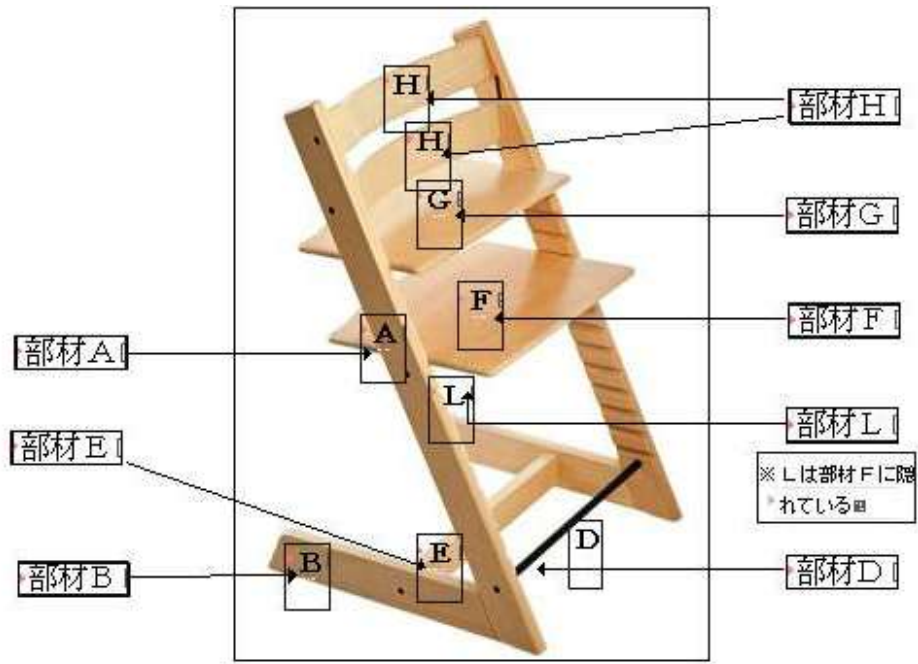


【正面】



(2) 構成部材

控訴人製品を構成する各部材の名称は、以下のとおりである。



なお、部材Iは、上記(1)の【側面】及び【左前方】の写真に見られる転落防止用のベビーガードである。

(3) 性状及び形状

- ア 素 材 木製，部材D及び部材Lは金属製
- イ 大きさ（約） 高さ79cm，横幅46cm，奥行50cm
- ウ 色 ヨーロピアンオーク，アメリカンウォールナット，ウォールナット ブラウン，ナチュラル，ホワイト，ホワイトウォッシュ，チェリー，ブラック，レッド，グリーン，パープル，ダークブルー，ペールピンク
- エ 部材Aに形成された溝の数 14本

II 被控訴人製品

1 被控訴人製品 1

(1) 写真

【右前方】



【側面】



【左前方】

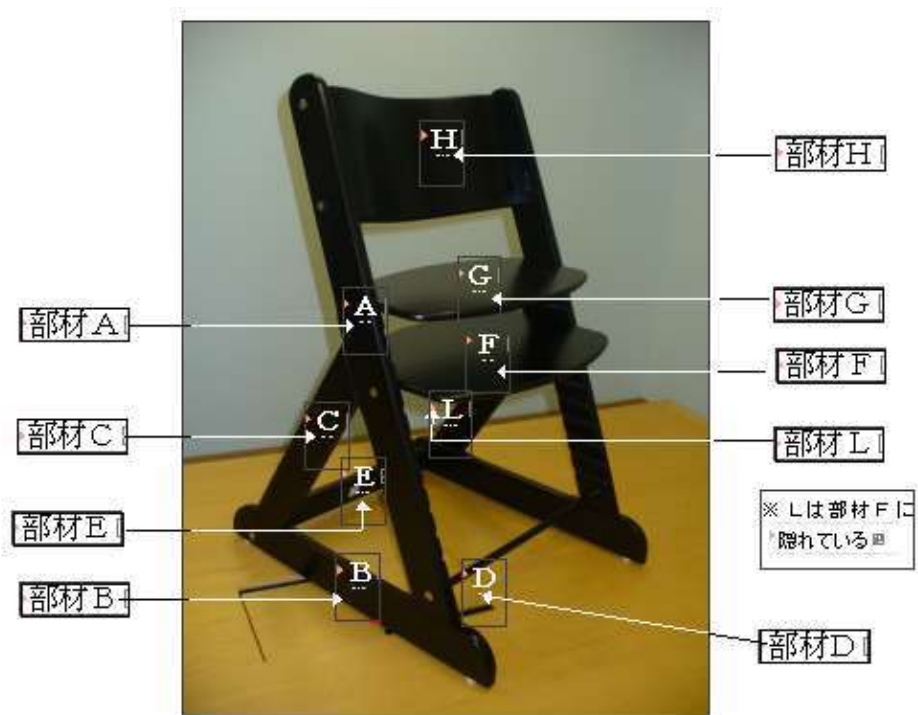


【正面】



(2) 構成部材

被控訴人製品 1 を構成する各部材の名称は、以下のとおりである。



(3) 性状及び形状

- ア 素 材 木製（カバ材），部材D及び部材Lは金属製
- イ 大きさ（約） 高さ77.5cm，横幅45cm，奥行55cm
- ウ 色 ブラック
- エ 部材Aに形成された溝の数 12本
- オ その他 布製の背もたれカバーが付属する。



2 被控訴人製品 2

(1) 写真

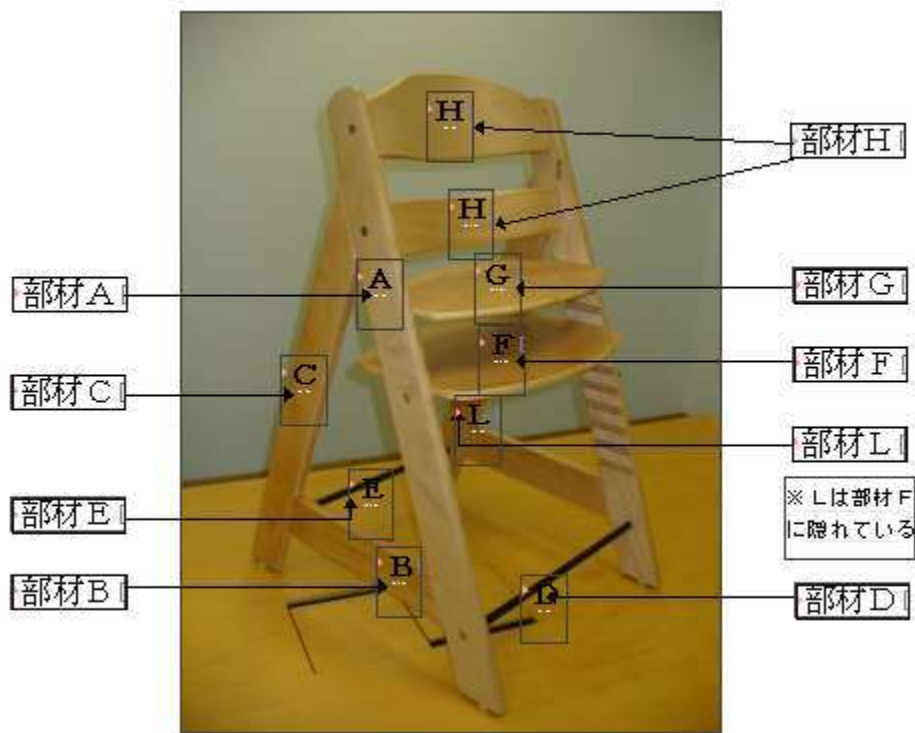


【正面】



(2) 構成部材

被控訴人製品 2 を構成する各部材の名称は、以下のとおりである。



(3) 性状及び形状

- ア 素 材 木製（ブナ材），部材D及び部材Lは金属製
- イ 大きさ（約） 高さ81.5cm，横幅45cm，奥行55.5cm
- ウ 色 ナチュラル
- エ 部材Aに形成された溝の数 10本



3 被控訴人製品 3

(1) 写真

▶ 【右前方】



【側面】



【左前方】 ◻

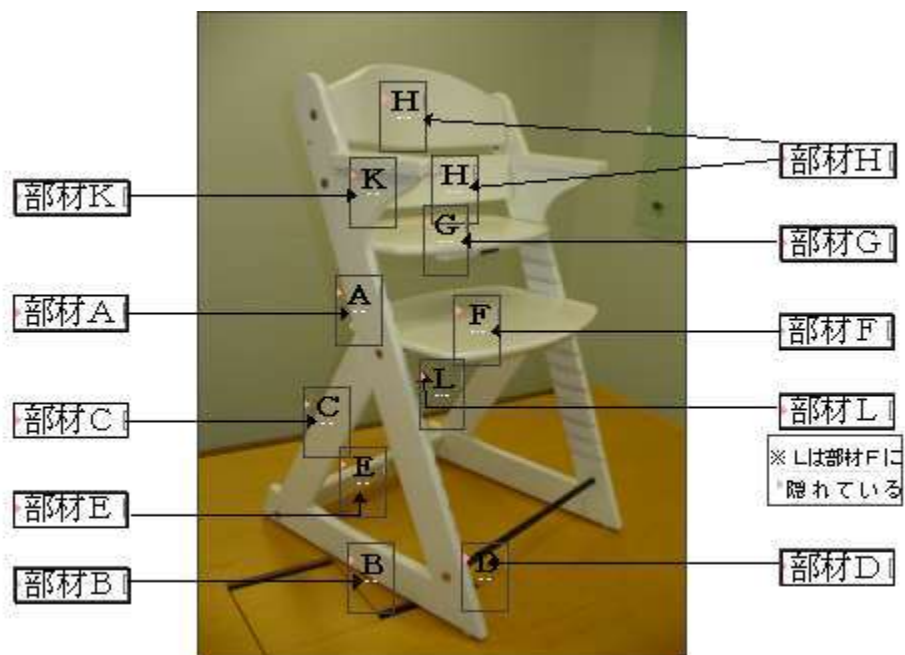


【正面】 ◻



(2) 構成部材

被控訴人製品 3 を構成する各部材の名称は、以下のとおりである。



なお、部材 J は、上記(1)の【側面】及び【左前方】の写真に見られるテーブルである。

(3) 性状及び形状

- ア 素 材 木製（ブナ材），部材 D 及び部材 L は金属製
- イ 大きさ（約） 高さ 81.5 cm，横幅 49 cm，奥行 60 cm
- ウ 色 ホワイト，ナチュラル
- エ 部材 A に形成された溝の数 12 本

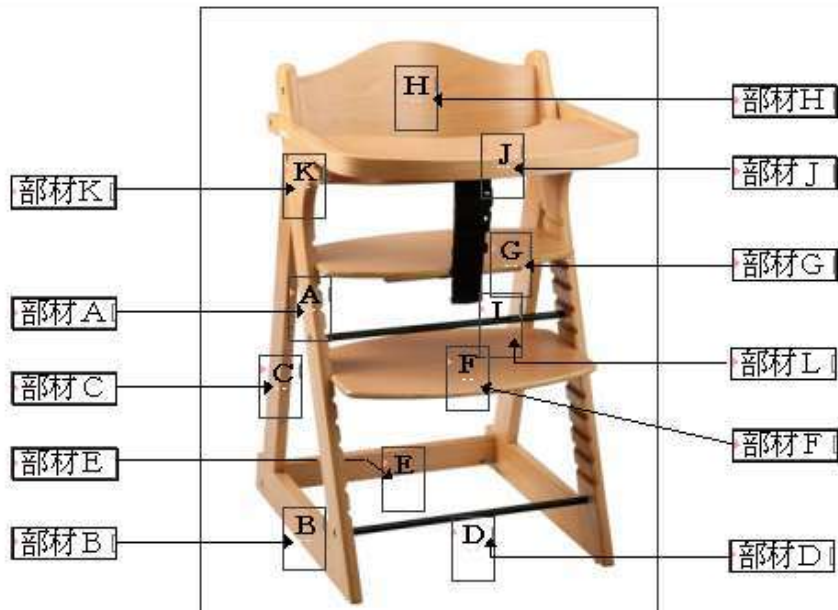
4 被控訴人製品 4

(1) 写真



(2) 構成部材

被控訴人製品 4 を構成する各部材の名称は、以下のとおりである。



(3) 性状及び形状

- ア 素 材 木製（ブナ材），部材D及び部材Lは金属製
- イ 大きさ（約） 高さ80cm，横幅49cm，奥行60.5cm
- ウ 色 ナチュラル
- エ 部材Aに形成された溝の数 13本

5 被控訴人製品 5

(1) 写真



▶ 【右前方】



▶ 【側面】

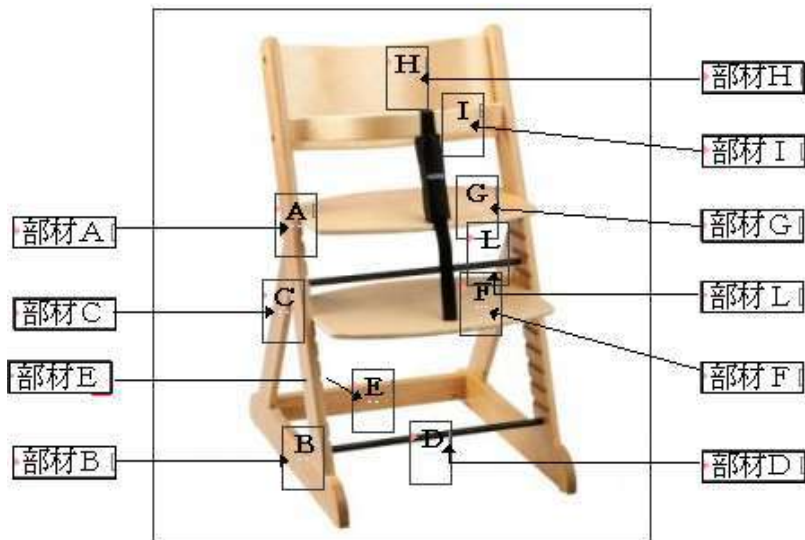


▶ 【正面】



(2) 構成部材

被控訴人製品 5 を構成する各部材の名称は、以下のとおりである。



(3) 性状及び形状

ア 素 材 木製（ブナ材），部材D及び部材Lは金属製

イ 大きさ（約） 高さ77.5cm，横幅45cm，奥行55cm

ウ 色 ナチュラル

エ 部材Aに形成された溝の数 12本

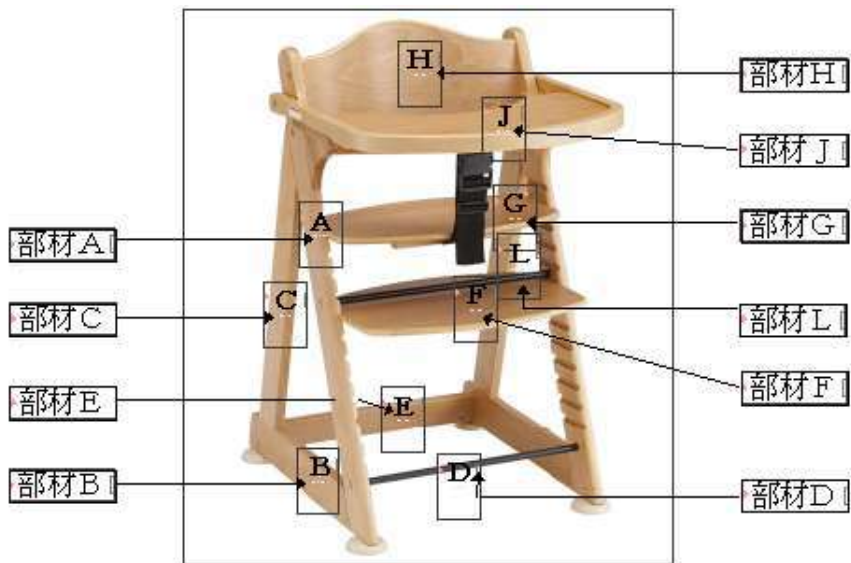
6 被控訴人製品6

(1) 写真



(2) 構成部材

被控訴人製品6を構成する各部材の名称は、以下のとおりである。



(3) 性状及び形状

- ア 素材 木製（ブナ材），部材D及び部材Lは金属製
- イ 大きさ（約） 高さ80cm，横幅49cm，奥行60.5cm
- ウ 色 ナチュラル
- エ 部材Aに形成された溝の数 13本
- オ その他 部材A及び部材Bの底面にスタビライザーが4個付属する。



## 別紙 4

## 控訴人ら損害額計算表

	単価 (円)	売却数 (脚)	合 計 (円) 単価×売却数	控訴人オプスヴィ ック社の損害額 (円) 左記「合計」の4%	控訴人ストッケ 社の損害額 (円) 同「合計」の30%
被控訴人製 品 1	7,800	7,200	56,160,000	2,246,400	16,848,000
被控訴人 製品 2	5,980	2,400	14,352,000	574,080	4,305,600
被控訴人製 品 3	8,980	24,900	223,602,000	8,944,080	67,080,600
被控訴人製 品 4	7,800	8,700	67,860,000	2,714,400	20,358,000
小 計			361,974,000	(A) 14,478,960	(B) 108,592,200
弁護士費用				1,447,896	10,859,220
合 計				15,926,856	119,451,420



謝 罪 広 告 目 録

1 掲載の内容

謝罪広告

弊社は、貴社の製品（TRIPP TRAPP）に類似した製品を製造・販売し、貴社に対し多大のご迷惑をおかけしてきました。弊社の行為は、著作権法違反、不正競争防止法違反及び民法上の不法行為に該当する行為であり、弊社はただちに弊社製品の製造及び販売を中止し、今後貴社に上記のようなご迷惑をかけないことを誓約し、陳謝の意を表します。

平成 年 月 日

愛知県<以下略>

株式会社カトージ

代表取締役 C

ノルウェー王国<以下略>

ピーター・オプスヴィック・エイエス

代表者 A 殿

ノルウェー王国<以下略>

ストック・エイエス

代表者 B 殿

2 掲載の要領

(1) 広告の大きさ

縦2段、幅20センチメートル

(2) 使用活字

表 題 18級（12ポ）ゴシック体活字

名義人・名宛人 16級（11ポ）ゴシック体活字

本 文 13級（9ポ）明朝体活字

日付・住所 12級（8ポ）明朝体活字

なお、広告中、空欄となっている年月日については、新聞掲載日を表示する。

3 掲載の新聞及び掲載回数

名 称 日本経済新聞夕刊の広告欄

掲載回数 1回